

国際連合人権理事会御中

徴用工は朝鮮半島からの戦時労働者

徴用工は Wartime Laborers

2018年10月、韓国の最高裁判所は、第二次大戦中に朝鮮人を強制労働させたとして、日本の代表的製鉄会社である日本製鉄に対して、被害者への賠償を命じる判決を下し、続いて同年11月には三菱重工業に対しても同様の判決を下した。

最高裁判所の判決理由は「日本による朝鮮半島統治は不法な植民地支配であり、その植民地支配に協力した日本企業による強制動員も不法である。不法に強制動員された被害者には個人的に慰謝料の請求権が残されている」というものだ。

しかしながら、この最高裁の判決理由は歴史的事実を大きく歪曲している。「日韓併合」はその名の通り「国家併合」であって、日本が宗主国として朝鮮半島を植民地支配したのではない。「日韓併合」によって朝鮮の人々は日本国民となり、彼らに日本人と同じ権利と義務が生じたのが歴史的事実である。日本国民となった朝鮮の人々を日本の法律に基づいて「徴用」することに何の不法性もない。朝鮮半島からの徴用者は「強制労働者」(Forced Laborers)ではなく、あくまで「(戦時労働者) (Wartime Laborers) であった。

日本人に対する徴用は1939年に発動されたが、朝鮮人に対しては5年遅れて1944年9月に発動されている。戦時における「徴用」は国際法上も合法であり、日本が1932年11月に批准したILO強制労働条約(第29号)も戦時における徴用を認めている。さらに日本は批准したILO各条約を遵守しており、国際法に違反して朝鮮人戦時労働者を虐待し被害を与えた事実はない。

朝鮮人労働者募集の実態

韓国最高裁の誤りを証明するために、当時の実態をここで明らかにしよう。

1910年に「日韓併合」が行われて以来、朝鮮半島から日本本土への出稼ぎは厳しく制限されていた。ところが1937年に日中戦争が勃発し、多くの日本人男性が戦地へ赴いたことから国内の基幹産業において人手不足を来したため、1939年から「自由募集制度」が導入された。これによって各企業の採用担当者が朝鮮半島に出向き、直接就職希望者を募集することが可能となり、渡航手続きも簡素化された。第二次大戦が始まると、炭鉱などでの人手不足がさらに深刻となったため、1942年に「官斡旋」という制度がスタートした。これは朝鮮の行政組織を通して労働者を募集する制度であり、その目的は派遣先での給与や待遇について公官庁が責任を持つことで、安心して応募できるようにしたものである。

さらに第二次大戦末期にはあらゆる産業で人手不足となり、1944年9月にはそれまで朝鮮半島に対しては猶予されていた「徴用」が発令され、その後半年間のみ実施された。こ

れが国際法からも合法であることは既に指摘したとおりである。

恵まれていた朝鮮人労働者

次に日本で働いた朝鮮人労働者の実態について見てみよう。1944年11月に徴用され、広島東洋工業（現マツダ）で働いた鄭忠海（Jeong chung hae）は自叙伝『朝鮮人徴用工の手記』（河合出版1990年）の中で1945年5月時点において朝鮮人徴用工たちが毎晩宿舎でパーティーを開き、ばくちまでやっていたことを証言している。この手記によれば鄭忠海の給料は140円でありこれは当時の学校教員や役所の職員の給与を上回っていた。彼は終戦時に日本の人々に感謝の挨拶をして、別れを惜しみながら韓国へ帰国している。

また、炭坑のような厳しい環境で働く作業者の給与は極めて高く、1944年に九州の炭鉱で支払われた賃金は、勤務成績のよいものは200円～300円であった。300円といえば当時の軍隊では大佐クラスの給与に匹敵する額であり、賃金上の差別も全くなかった。

日韓の請求権問題は決着済

日韓両国は国交を回復するための交渉を1952年に開始し、その後は7次にわたる政府間協議を通して智慧を出しあい、歩み寄った結果、1965年6月に日韓基本条約及びその付随協定を締結し国交回復が実現した。日韓間の請求権問題はこの付随協定の一つである「日韓請求権・経済協力協定」によって個人の請求権も含めて「完全かつ最終的」に解決したことを両国政府が確認している。この協定によって日本側は戦後朝鮮半島に残した日本人民間資産（現在の価値に直して16兆円）を放棄し、さらに無償援助3億ドル、有償援助2億ドル民間借款3億ドル合計8億ドルを韓国側へ供与することが取り決められ、実行された。1965年度の韓国の国家予算は3億5000万ドルであり、8億ドルはその2.3年分に相当する。

この交渉の過程で日本政府は、戦時中に日本の公官庁や企業などで働いていた朝鮮の人々に対して、給料の未払い分や年金の支払いなど、個人的に補償を行うことを韓国政府に申し入れていた。しかしながら韓国政府は「個人への補償は韓国政府の責任において行う。従って日本からの援助金は全て韓国政府が一括して受け取る」と主張して譲らず、最終的に日本政府も韓国政府の意向を受け容れて個人への補償分も含めて韓国政府に一括して援助金を支払った。

実際に韓国政府は被徴用者に対し1974年から1976年にかけて95億200万ウォン（当時の1,980万ドル）を支払っている。さらに2005年に盧武鉉大統領は、朝鮮人戦時労働者への補償は無償3億ドルに含まれていることを改めて公式に認め、その後韓国政府は2015年までに元徴用工やその遺族72,631人に対して総額は6,200億ウォン（約6億ドル）を支払っている。このように徴用工問題は、外交的にも国内に置いても既に完全に解決したものであるにもかかわらず、韓国最高裁は日本企業に対する賠償を命令する判決を下したのだ。

今回の判決を受けて、勝訴した原告は既に日本企業の資産差し押さえを完了し、一部の資産を現金化する手続きを開始している。さらに元徴用工やその遺族と名乗る人々が日本企業を相手に新しい裁判を次々に起こしており、訴訟総額は最終的に 2 兆円（約 180 億ドル）に上るとの試算もある。

韓国の最高裁判決は ICERD 違反

さらに指摘すべきことは、日本の最高裁判所が、原告がかつて日本国内において起した同様の訴訟において「個人の請求権も残存しない」という最終判決を言い渡しているという事実である。今回の判決で韓国の最高裁判所は日本の最高裁判決を一方的に退け、自らの判決を日本側に押し付けてきた。

韓国政府も「司法の判断を尊重する」と表明している。ならば政府が外国と締結した国際条約も自国の司法判断によって無効化出来ることになる。このような国を誰が信じる事が出来るだろうか。国家間の合意は 3 権（司法、立法、行政）を超越して 国家を拘束するものであり、『条約法に関するウィーン条約』にもそのことが明記されている。

韓国政府や司法当局が日本企業及び日本国民に対して国際法を適用せず、同国の最高裁が下した不当な判決を押し付けることは、日本国の主権および日本人の人権を著しく侵害する不当行為であり、明らかに ICERD（人種差別撤廃条約）にも違反している。

我々は国際連合人権理事会に対し、韓国政府が ICERD に違反して日本人の人権を踏みにじっている現状を早急に改め、国際法を遵守して解決済の問題を蒸し返すことがないよう、韓国政府に勧告することをここに要請するものである。

以上